

生食輸発1007第1号
平成28年10月7日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品全部
監視安全課輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

「平成28年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

標記については、平成28年3月31日付け生食輸発0331第3号（最終改正：平成28年9月29日付け生食輸発0929第1号）により実施しているところです。

今般、病原微生物のモニタリング検査等について、検査時間短縮等の観点から、当該通知の別添を下記のとおり改め、別紙のとおりとしますので、御了知の上、対応方よろしくをお願いします。

記

I 6 その他 に

(4) 食品等輸入届出済証の交付

検査を行ったいずれの食品についても検査結果判明前に食品等輸入届出済証を輸入者に交付して差し支えないこととするが、法違反が判明した場合に速やかに当該食品の流通状況調査及び回収措置等が可能となるよう、輸入者に対して、当該食品の保管及び流通状況の把握に努め、その時点で把握している販売計画を提出するよう指導する。

を追加し、

IV-2 2 検査方法（2）試験方法の、

イ. リステリア・モノサイトゲネス

「リステリア・モノサイトゲネスの検査について」（平成26年11月28日付け食安発1128第3号）により試験を実施する。

を

イ. リステリア・モノサイトゲネス

A.O.A.C. (OMA) の認証を受けた簡易測定装置による試験法（以下「リステリア簡易試験法」という。）又は、「リステリア・モノサイトゲネスの検査

について」(平成 26 年 11 月 28 日付け食安発 1128 第 3 号、以下「リステリア通知法」という。)により試験を実施する。

なお、「リステリア簡易試験法」において検出した場合は、リステリア通知法の別紙 1 に示す「リステリア・モノサイトゲネス定量試験法」により試験を実施する。

に改め、

オ. サルモネラ属菌

生食用魚介類については、「サルモネラ属菌試験法」(平成 5 年 3 月 17 日付け衛乳第 54 号別紙 1 の第 3 の 1 の (3)) の方法、その他の食品については、「食品衛生検査指針微生物編」Ⅱ. 第 2 章 4 「サルモネラ」1 (1) に記載された方法により試験を実施する。なお、〇群陽性の場合は、必要に応じ、追加試験等について別途指示する。

を

オ. サルモネラ属菌

A.O.A.C. (OMA) の認証を受けた簡易測定装置による試験法 (以下「サルモネラ簡易試験法」という。) 又は、生食用魚介類については、「サルモネラ属菌試験法」(平成 5 年 3 月 17 日付け衛乳第 54 号別紙 1 の第 3 の 1 の (3)) の方法、その他の食品については、「食品衛生検査指針微生物編」Ⅱ. 第 2 章 4 「サルモネラ」1 (1) に記載された方法により試験を実施し、〇群陽性の場合は、必要に応じ、追加試験等について別途指示する。

なお、「サルモネラ簡易試験法」において陰性と判定できない場合にあつては、上記の検査方法により試験を実施する。

に改める。

また、

IV-1 3 その他

(2) 食品等輸入届出済証の交付

検査を行ったいずれの食品についても検査結果判明前に食品等輸入届出済証を輸入者に交付して差し支えないこととするが、以下の点に留意する。

ア. 上記 1 (1) に該当する食品については、食中毒発生の未然防止に資するため、当該検査結果が判明するまで、生食用として消費者等の小売り段階への販売を行わないよう輸入者に対して指導する。

イ. 上記 1 (2) に該当する食品については、法違反が判明した場合に速やかに当該食品の遡り調査及び回収措置等が可能となるよう、あらかじめ輸入者に対して、当該食品の保管及び流通状況の把握に努めるよう指導する。

を

(2) 食品等輸入届出済証の交付

検査を行ったいずれの食品についても検査結果判明前に食品等輸入届出済証を輸入者に交付して差し支えないこととするが、上記1(1)に該当する食品については、食中毒発生の未然防止に資するため、当該検査結果が判明するまで、生食用として消費者等の小売り段階への販売を行わないよう輸入者に対して指導する。

に改める。

(別紙)

生食輸発0331第3号

平成28年3月31日

(最終改正：平成28年10月7日)

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部

監視安全課輸入食品安全対策室長

(公印省略)

「平成28年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

平成28年度輸入食品監視指導計画に基づく輸入食品等のモニタリング検査については、別添の計画によることとしますので、御了知の上、その円滑な実施方よろしくお願ひします。

なお、残留農薬等の食品衛生法違反発見時における年度途中のモニタリング検査の強化等については、別途指示によることとします。